

東京YWCA紛争・災害時緊急支援事業
紛争・災害対応委員会運営規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、平和と人権事業部が設置する紛争・災害対応委員会の事業運営を定めることを目的とする。

第2条（委員会）

平和と人権事業部は、公益目的事業1の4における紛争・災害時緊急支援事業を行うために、当該事業部のもとに紛争・災害対応委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

第3条（委員会の目的）

委員会は、紛争・災害時において脅かされやすい女性と子どもの人権を守り安心安全を提供するための緊急支援事業を行うことを目的とする。

第4条（委員会の構成）

委員会は、定款第48条の会員個人で構成し、理事会が選任し、代表理事が委嘱する。

1. 委員は、公募とする。
 2. 委員会の委員は5ないし6人とする。
 3. 委員会の過半数は成人会員（18歳以上の女性）でなければならない。
 4. 定款第48条の会員個人であって定款第47条第2項の職員及び他の類似の法人の職員は委員となることできない。
 5. 委員の任期は1年度とし、再任を可とする。
 6. 委員会は委員長1人を互選で選出する。
 7. 委員会は、日本YWCA災害担当職員の陪席を日本YWCAに要請するものとする。
- 2 委員会に担当職員を置く。

第5条（委員会の開催と議事録）

委員会は、定例会を年3回開催し、事業計画・予算、中間評価、事業報告・決算を行うほか、必要に応じて臨時委員会を開催する。

- 2 委員会は委員長が招集する。ただし、委員長に不測の事態が生じたときは、委員が招集することができる。
- 3 委員会は、毎回の議事録を作成する。

第6条（委員会活動の公開）

委員会は毎年度事業計画と予算を、年度の終了時には事業報告と決算を作成し、法人のホームページで公開するものとする。

第2章 事業運営

第7条（用語の定義）

この規程でいう紛争対応とは、平和を脅かす行為として起きる当事者間の争いに対して行う事業を言い、災害対応とは、自然の脅威や人為的なミスによって起きる災害に対して行う事業を言う。

2 この規程でいう紛争地は、平和を脅かす行為として起きる当事者間の争いが起きている地域を言い、被災地は、自然の脅威や人為的なミスによって起きる災害によって被災した地域を言う。

第8条（事業）

委員会は第3条の目的を達成するため以下の事業を行う。

<紛争対応>

1. 紛争地支援の実施

- ・募金活動、支援物資の提供

2. 啓発活動の実施

- ・写真展
- ・当事者から話を聞く会
- ・スタディーツアー
- ・チャリティーコンサート、チャリティーバザー 等

<災害対応>

1. 被災地支援の実施

- ・募金活動、支援物資の提供
- ・被災地へのスタッフ派遣
- ・被災地後方支援 等

2. 啓発活動の実施

- ・当事者から話を聞く会
- ・スタディーツアー
- ・写真展
- ・チャリティーコンサート、チャリティーバザー 等

3. 災害時ネットワークの強化

- ・東京災害ボランティアネットワークへの参加
- ・東京ボランティア・市民活動センターとの連携
- ・千代田区及び千代田区社会福祉協議会との連携
- ・日本YWCA・地域YWCAとの連携
- ・その他、必要とする団体等とのネットワークづくり

4. 災害時プログラムの実施

- ・女性と子どもの安心安全を目的としたプログラムの実施
- ・女性と子どもの居場所づくり（セーフスペース）
 - ・子育て支援カフェ、被災地お茶会交流会

- ・保養プログラム（キャンプ）
- ・子ども会活動 等

第9条（紛争対応・災害対応における支援対象地域）

委員会が行う紛争対応・災害対応における支援対象地域は、つぎの通りとする。

1. 紛争対応における支援対象地域は、世界 YWCA あるいは日本 YWCA から当該紛争地に対し、支援の要請があることを前提とする。
2. 災害対応における支援対象地域は、国内で発生した災害においては、被災地に地域YWCAがあることを前提とする。ただし、災害時ネットワークの強化によって平時から関係性が構築されている団体から要請される支援活動は被災地に地域YWCAがあることを前提としない。
3. 国外で発生した災害への支援は、紛争対応における支援対象地域に準ずる。
4. 上記以外による支援対象地域への紛争対応・災害対応は、理事会の承認を得るものとする。

第 10 条（支援対象地域への派遣）

紛争地・被災地への職員、会員の派遣は、代表理事の承認を得なければならない。

第11条（災害時ネットワークにおける連携）

災害時ネットワークにおける連携とは、災害対応においてネットワーク団体同士で行う連絡、情報共有、支援協力等を総称し、具体的にはつぎのことを言う。

1. 被災地にある地域YWCAを中心に日本YWCA、他市地域YWCAと情報を共有し連絡を取り合いながら当該被災地に対し支援活動を行うこと。
 2. 首都圏での大規模災害に備え、東京都と連携関係にある東京ボランティア・市民活動センターや加盟団体である東京災害ボランティアネットワークが行う防災プログラムに協力すること及び情報共有、支援協力を行うこと。
 3. 大規模災害時における被災者受け入れに関する協定を結んでいる千代田区及び首都圏での大規模災害時に災害ボランティアセンターを立ち上げる千代田区社会福祉協議会と日常的に協力関係を築き、災害時には情報共有、支援協力を行うこと。
 4. その他、災害対応において必要とする行政・団体等との情報共有、支援協力。
- 2 災害対応において新たな団体に加盟し又は共催事業を実施ないし協定を結ぶときは、代表理事の承認を得るものとする。

第12条（委員会の発災時機能）

紛争が発生した場合の委員会の機能は次の通り。

1. 委員会は、世界 YWCA または日本 YWCA からの支援協力の要請を確認する。
 2. 委員会は、支援協力の内容に沿って、東京 YWCA 全体に呼びかけ、支援を開始する。
- 2 災害が発生した場合の委員会の機能は次の通り。
1. 委員長は、委員会を速やかに招集する。
 2. 委員会は、災害時ネットワークを通して現地のニーズを把握する。

3. 委員会は、第8条に即して支援のプログラムを企画し、東京YWCA全体に呼びかけて事業を開始する。
4. 法人事業・会員及び一般からの支援の申し出を受け止めオーガナイズする。
5. 支援において法人の窓口となり、情報を一元化する。
6. 首都圏の大規模災害においては、東京都災害ボランティアセンターの会議に出席し、他団体の支援状況を把握し情報を交換する。
7. 委員会は、他の団体からの支援協力の要請を受けた場合、この事業の目的に該当している場合において協力を検討する。
8. 委員会は、支援ボランティアが不足する場合、災害時ネットワークに応援を要請する。
9. 委員会は、支援に要する費用等が不足する場合、日本YWCA等に支援を要請する。
10. 委員会は、随時委員会を開催し、事業の進捗状況を確認するとともに記録を作成する。

第13条（紛争対応及び災害対応の留意点）

委員会は、紛争地及び被災地における支援は、女性と子どもの安心安全及び人権を守るものに特化していることに留意し、紛争地及び被災地全般に対する支援は他の支援団体に委ねるものとする。

- 2 委員会は、支援が法人事業の範囲を明らかに超えるおそれがある場合、速やかに事業変更を理事会に進言する。

第14条（寄付金）

委員会は、事業に要する寄付金等を募集することができる。ただし、委員会は、啓発活動を目的としたチャリティーコンサート、チャリティーバザー等の寄付を伴うプログラムで集めた寄付に限り、全額を、経費を除き当該紛争地・被災地に送らなければならない。

- 2 寄付金等に係る管理は別に定める。

第15条（委員会の平時における機能）

委員会の平時の機能は次の通りとする。

1. ネットワークの構築
 - ・東日本大震災で培った団体との関係性の継続、顔の見える関係の維持とアピール。
 - ・加盟した団体の総会には必ず出席して法人としての意思を示す。
 - ・関係団体が主催するプログラムへの参加と協力。
2. 東日本大震災を憶えてプログラムを実施する。

第16条（規程の改廃）

この規程の改廃は、平和と人権事業部会の議を経て理事会が行う。

附則

この規程は、2023年9月15日から施行する。